

三田市手数料条例新旧対照表

現行				改正案				
第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30)の10 省略 (30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料				第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30)の10 省略 (30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料				
名称	区分		手数料の額	名称	区分		手数料の額	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号において「新築等計画」という。)の認定に対する審査	建築物適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号において「新築等計画」という。)の認定に対する審査	建築物適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		建築物適合証が添付されていない場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円		建築物適合証が添付されていない場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	124,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
	その他の場合	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円	その他の場合	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	307,000円		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	307,000円

				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円
				省略	
省略					

備考 省略

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額	
建築物 エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「適合性判定申請」という。)の申請に対する審査	法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定計画」という。)に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この号において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合(以下この号	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 103,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 151,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 198,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 239,000円	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のも 352,000円	

				平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円
				省略	
省略					

備考 省略

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額	
建築物 エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「適合性判定申請」という。)の申請に対する審査	法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定計画」という。)に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この号において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合(以下こ	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 22,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 103,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 151,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 198,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 239,000円		
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のも 352,000円		

		において「他の 計画記載建築 物の場合」とい う。)		
--	--	-------------------------------------	--	--

の号においての 「他の計画記 載建築物の場 合」という。)				
その他建築物 の場合	床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	32,000円		
(工場、 倉庫、 その他 これら に類す る用途 に供す る建築 物（以 下この 号にお いて第 1号の 「工場 等」と いう。) の場合 に限 る。)	エネルギー 消費性 能基準 等を定 める省 令(平 成28 年経 済産業 省令・ 国土交 通省令 の第1 号以下 この号 におい て「モ デル建 物基	床面積の合計が1,000平方 メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	46,000円	
		床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	118,000円	
		床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	168,000円	
		床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方 メートル未満のもの	216,000円	
		床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方 メートル未満のもの	260,000円	
		第1条の 第1項 第1号 ロに規 定する 基準 (以下 この号 におい て「モ デル建 物基	床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	379,000円

この号	方メートル未満のもの	
において「省令」という。)の	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下この号において「モデル建物基準」という。)による場合	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
その他の場合		
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円

	方メートル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円

			0平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の変更しようとする部分(以下この部分において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金

			0平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の変更しようとする部分(以下この部分において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金

		額に相当する額
その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
	変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請

		額に相当する額
その他の場合 (工場等の場合に限る。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円(モデル建物基準による場合にあつては、22,000円)
	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
その他の場合 (工場等の場合を除く。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請

				手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更に関する旨の証明書の交付	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額

				手数料の部に定める金額に相当する額	
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更に関する旨の証明書の交付	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額	
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額	
			その他の場合(工場等の場合に限る。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円(モデル建物基準による場合には、22,000円)
				変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請

			その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
				変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
				変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条第1項第1号に規定する	市長が定める機関により作成された建築物エネルギー消費性能向上計画	省略	省略	省略
			非住宅部分	非住宅部分	省略
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

					手数料の部に定める金額に相当する額
			その他の場合 (工場等の場合を除く。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
				変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条第1項第1号に規定する	市長が定める機関により作成された建築物エネルギー消費性能向上計画	省略	省略	省略
			非住宅部分	非住宅部分	省略
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

(以下この号において「性能向上計画」という。)の認定申請に対する審査	基準に適合する性能向上計画と定める旨の市長が定める書類が添付されている場合	住宅建築物」とい(う。)又は住宅部分と住宅部分を有する建築物(以下この号において「複合建築物」という。)に係る性能向上計画である場合	省略		
	その他	省略			
	の場合	非住宅建築物又は複合建築物に係る性能向上計画である場合	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
			床面積の合計が300平方メ	158,000円	

(以下この号において「性能向上計画」という。)の認定申請に対する審査	基準に適合する性能向上計画と定める旨の市長が定める書類が添付されている場合	住宅建築物」とい(う。)又は住宅部分と住宅部分を有する建築物(以下この号において「複合建築物」という。)に係る性能向上計画である場合	省略		
	その他	省略			
	の場合	非住宅建築物又は複合建築物に係る性能向上計画である場合	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
			床面積の合計が300平方メ	158,000円	
			床面積の合計が1,000平方	119,000円	

					メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
					省略	
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円	
				省略		
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額		

					メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
					省略	
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円	
				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円	
				省略		
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額		

省略						
建築物 エネルギー ギーク 消費性能 基準適 合認定 申請手 数料	法第36 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー 消費性 能基準 に適合 している 旨の認 定申請 (以下 この号 におい て「基 準適合 認定申 請」と いう。) に對す る審査	市長が 定める 非住宅 建築物 又は複 合建築 物に係 る基準 に適合 する申 請である 場合	省略			
		非住宅 建築物 又は複 合建築 物に係 る基準	非住宅 部分	床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	12,000円	
				床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	35,000円	
			省略			
		その他 の場合	省略			
		非住宅 建築物 又は複 合建築 物に係 る基準	非住宅 部分	モデル建 築物基 準によ る場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	93,000円

省略						
建築物 エネルギー ギーク 消費性能 基準適 合認定 申請手 数料	法第41 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー 消費性 能基準 に適合 している 旨の認 定申請 (以下 この号 におい て「基 準適合 認定申 請」と いう。) に對す る審査	市長が 定める 非住宅 建築物 又は複 合建築 物に係 る基準 に適合 する申 請である 場合	省略			
		非住宅 建築物 又は複 合建築 物に係 る基準	非住宅 部分	床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	12,000円	
				床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	22,000円	
				床面積の合計が1,000平 方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	35,000円	
		その他 の場合	省略			
		非住宅 建築物 又は複 合建築 物に係 る基準	非住宅 部分	モデル建 築物基 準によ る場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	93,000円

適合認定申請である場合

	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
	省略	
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
	省略	

備考

ア 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物

適合認定申請である場合

	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
	省略	
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
	省略	

備考

ア 性能向上計画の認定の申請に法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物

に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)～(イ) 省略

イ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

ウ 性能向上計画の認定及び法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請並びに基準適合認定申請にあつては、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に規定する方法により算出した場合の手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

(31)～(69) 省略

(69)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される建築物の部分(以下この号において「非住宅部分」という。)が含まれる場合の建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料 第65号又は第68号に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
省略	

(70)～(84) 省略

に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)～(イ) 省略

イ 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

ウ 性能向上計画の認定及び法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請並びに基準適合認定申請にあつては、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に規定する方法により算出した場合の手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

(31)～(69) 省略

(69)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される建築物の部分(以下この号において「非住宅部分」という。)が含まれる場合の建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料 第65号又は第68号に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円
省略	

(70)～(84) 省略